

平成21年 1月13日

各 位

会 社 名 アライドテレシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 大 嶋 章 禎
(コード番号：6835・東証第2部)
問合せ先 I R部長 原 洋 一
(TEL. 03-5437-6007)
(URL <http://www.at-global.com/>)

ストックオプション（新株予約権）の割当てに関するお知らせ

当社は、平成21年1月13日開催の当社取締役会において、平成20年3月25日開催の当社第21回定時株主総会で承認された会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

本ストックオプションは当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の従業員、取締役、監査役及び社外協力者に対して発行するものであります。

記

1. 第18回新株予約権証券

- (1)新株予約権の割当日(発行日)
平成21年1月23日
- (2)新株予約権の発行数
15,500個(新株予約権1個につき100株)
- (3)新株予約権の発行価格
無償で発行するものとする
- (4)新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数
当社普通株式 1,550,000株
完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- (5)新株予約権の行使に際しての払込金額
1株当たり36円
- (6)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
55,800,000円
- (7)新株予約権の行使期間
平成23年1月23日から平成30年3月25日まで
- (8)新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権者が当社または関係会社を退職し、当社または関係会社の従業員、取締役および監査役の地位でなくなった場合、新株予約権を行使することができない。ただし、従業員が会社都合により退職した場合もしくは定年により退職した場合、取締役および監査役が任期満了により退任した場合等、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権の最低単位は1個とし、分割行使はできないものとする。
 - ③新株予約権の相続その他の権利行使上の条件等については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議及び当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (9)新株予約権の買入れおよび消却の条件
 - ①当社は、新株予約権者が上記(8)で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で買入れ消却することができる。
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は新株予約権を無償で買入れ消却することができる。
 - ③新株予約権者が新株予約権の全部または一部について放棄もしくは返還の意思を示した場合は、当社は新株予約権を無償で買入れ消却することができる。
- (10)新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

- (11) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計
算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (12) 新株予約権の割当を受ける者
当社の従業員および当社関係会社の取締役、従業員、計28名

2. 第19回新株予約権証券

- (1) 新株予約権の割当日(発行日)
平成21年1月23日
- (2) 新株予約権の発行数
63,000個(新株予約権1個につき100株)
- (3) 新株予約権の発行価格
無償で発行するものとする
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数
当社普通株式 6,300,000株
完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社にお
ける標準となる株式であります。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株
式であり、単元株式数は100株です。
- (5) 新株予約権の行使に際しての払込金額
1株当たり36円
- (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
226,800,000円
- (7) 新株予約権の行使期間
平成22年1月23日から平成25年1月22日まで
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者が当社又は関係会社を退職し、当社又は関係会社の従業員、取締役及び監査役の地位
でなくなった場合、新株予約権を行使することができない。ただし、従業員が会社都合により退職
した場合もしくは定年により退職した場合、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合等、
取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権の最低単位は1個とし、分割行使はできないものとする。
 - ③ 新株予約権の相続その他の権利行使上の条件等については、新株予約権の募集事項を定める取締役
会決議及び当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (9) 新株予約権の買入れおよび消却の条件
- ① 当社は、新株予約権者が上記(8)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該
新株予約権を無償で買入れ消却することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もし
くは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取
締役会決議がなされた場合)は、当社は新株予約権を無償で買入れ消却することができる。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部について放棄もしくは返還の意思を示した場合は、当
社は新株予約権を無償で買入れ消却することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (11) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計
算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (12) 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役、監査役、従業員および当社の関係会社の取締役ならびに社外協力者、計14名

以上